

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるものを全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるものを全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→(4)	
20	20	14	9	4	14	7	4	18	0	8	8	0	2	16	2	2
鳥取県	鳥取市	○			○			○						○		
鳥取県	米子市	○			○			○						○		
鳥取県	倉吉市	○	○		○	○		○						○		
鳥取県	境港市	○	○	○	○		○	○						○		
鳥取県	岩美町		○					○		○	小・中学校学校保護者に制度周知案内を配布する時期に併せ、入学予定者の保育所園児の保護者へも案内配布。				○	翌年度分について、申請締切を設定し、翌年度当初から援助。以後、随時申請により、認定日以降から援助。
鳥取県	若桜町	○			○		○	○						○		
鳥取県	智頭町				○			○		○	9月ごろに全児童生徒に申請書を配布。あわせて就学時健診の保護者説明会にて保護者説明会にて説明。後日提出してもらう。			○		
鳥取県	八頭町	○						○		○	新入学予定者に対し、就学時健診通知に案内文書を同封し、申請希望者は健診時に提出。在校生は同時期に案内文書を配布する。		○			
鳥取県	三朝町	○			○	○		○						○		
鳥取県	湯梨浜町	○	○		○	○		○						○		
鳥取県	琴浦町	○	○		○			○		○	こども園等を通して、来年度小学校入学者の保護者に就学援助制度の書類を配布			○		
鳥取県	北栄町	○	○	○	○	○		○						○		
鳥取県	日吉津村	○			○	○		○		○	本村は、小学校1校。就学時健診、入学説明会にて教育委員会事務局職員が書類を配布し説明。				○	要保護は、生活保護家庭児童が対象、福祉事務所に照会。準用保護は随時受付。認定されれば申請月の1日に遡及し援助。ただし、新1年生の新入学児童学用品費は入学年度の4月末までが申請締切。
鳥取県	大山町				○			○						○		
鳥取県	南部町	○	○	○	○	○		○		○	児童扶養手当受給者への書類送付時に就学援助制度の案内文書を送付してもらっている。(他課との連携)			○		
鳥取県	伯耆町		○		○		○	○		○	就学時健康診断の際に、新入生保護者に対して制度説明。			○		
鳥取県	日南町									○	入学説明会・就学時検診の際に保護者に説明			○		
鳥取県	日野町		○	○		○								○		
鳥取県	江府町	○					○	○					○			
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合	○						○						○		

[illegible]

[illegible]

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																								
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																								
		＜中学校＞																								
		(1) 実施・検討状況について					(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (4)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				(6) エの内容		
		ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他 →(2)	ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前		イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える。支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他 →(6)			
20	20	17	0	2	1	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	9	1	1	0	0	1	1		
鳥取県	鳥取市	○					○												○							
鳥取県	米子市	○					○										○									
鳥取県	倉吉市	○					○										○									
鳥取県	境港市	○					○												○							
鳥取県	岩美町	○					○												○							
鳥取県	若桜町	○					○										○									
鳥取県	智頭町	○					○											○								
鳥取県	八頭町	○					○											○								
鳥取県	三朝町	○					○												○							
鳥取県	湯梨浜町	○					○												○							
鳥取県	琴浦町	○					○												○							
鳥取県	北栄町	○					○												○							
鳥取県	日吉津村				○	域内に中学校がないため記載していません。																				
鳥取県	大山町	○					○												○							
鳥取県	南部町	○					○												○							
鳥取県	伯耆町	○					○										○									
鳥取県	日南町	○					○											○								
鳥取県	日野町			○																○						
鳥取県	江府町			○																		○				
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合	○					○										○									

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		4. (3)で「否」を回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応										令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)で「是」を回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)で「否」を回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(4)エの内容・補足事項		
		ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。 (見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない (準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 →(4)			
20	20	4	6	6	6	0	2	2	0	0	20	
鳥取県	鳥取市		○	平成25		8					15%未満	
鳥取県	米子市		○	平成24		12					25%未満	
											15%未満	
鳥取県	倉吉市										15%未満	
鳥取県	境港市										15%未満	
鳥取県	岩美町		○	平成28		4					10%未満	
鳥取県	若桜町	○					○				5%未満	
											20%未満	
鳥取県	智頭町	○						○			15%未満	
鳥取県	八頭町	○						○			15%未満	
鳥取県	三朝町										15%未満	
											10%未満	
鳥取県	湯梨浜町										15%未満	
											15%未満	
鳥取県	琴浦町										15%未満	
鳥取県	北栄町										15%未満	
											15%未満	
鳥取県	日吉津村		○	平成30		10					15%未満	
鳥取県	大山町										10%未満	
											15%未満	
鳥取県	南部町										15%未満	
鳥取県	伯耆町		○	平成24		12					15%未満	
鳥取県	日南町	○					○				5%未満	
鳥取県	日野町										15%未満	
鳥取県	江府町										15%未満	
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合		○	平成24		12					25%未満	

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																													
		(2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																													
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費															
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	補足事項					
20	20	19	0	0	0	1	1	1	18	18	0	19	0	0	0	1	1	1	18	18	0	8	6	6	1	0	0	0	0	0	1	19	14	14	0	4	4	4	1	1	1	18					
鳥取県	鳥取市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	35,147							○	○	6,586												オンライン授業等をした場合、該当の月のみ1家庭につき1,000円/月 援助。ただし、現時点で実績なし。		
鳥取県	米子市	○							○	25,000		○							○	60,000		○									○				○	53,000	8,886							学用品費 該当学年:23年生 R2年度全体学年に対する対象学年(23年生)割合:66.7% 学校給食費 1食あたり231円(保護者負担額の7割補助)×食数 R2支給平均額:41,188円			
鳥取県	倉吉市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	19,013							○	○	40,000												修学旅行費:令和3年度予算に計上した単価 通学費・医療費:令和2年度実績額(平均) 学校給食費:1食あたり215円援助(2/3補助)、保護者負担1/3 ・学校給食費…減免		
鳥取県	境港市	○							○	22,730		○							○	60,000		○									○	○	0											・修学旅行費、校外活動費(宿泊あり)…令和2年度支給実績なし			
鳥取県	岩美町	○							○	22,300		○							○	60,000		○			○						○	○	18,556												オンライン学習通信費については、令和3年度分からの適用のため、実績なし 校外活動費は、令和2年度支給実績なし		
鳥取県	若桜町	○							○	22,730		○							○	60,000		○									○	○	0												「平均支給額」0円については、令和2年度支給実績なし		
鳥取県	智頭町	○							○	25,040/ 27,310		○							○	60,000		○	○	29,127							○					○	60,910	11,250							学用品費 1年生 25,040円 2～6年生 27,310円 学校給食費 R2年度から給食費が無償になったため、0円とした。 校外活動費(宿泊を伴わないもの)例年宿泊を伴わない校外活動はしていないため、支払はしていない。しかし、実績がある場合には支払いをしている。		
鳥取県	八頭町	○							○	22,730		○							○	60,000		○									○					○	60,910	2,669							校外活動費:支給実績なし		
鳥取県	三朝町	○							○	22,730		○							○	60,000		○									○							○			○	30,947					
鳥取県	湯梨浜町	○							○	22,730		○							○	60,000		○									○	○	0													通学用品費は第1学年を除く。修学旅行費は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止により実績なし。校外活動費は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施により実績なし。PTA会費は世帯単位で支給。オンライン学習通信費は新設費目のため令和3年度予算計上単価(上限)額。医療費は実績なし。各費目において年度中途認定、取消者を含んだ平均支給額。	
鳥取県	琴浦町	○							○	1年 22,730 円、2・3 年 25,000 円		○							○	60,000		○	○	0円							○	○	4,223円													・学用品費と通学用品費をあわせて定額で支給する。 ・交通費、校外活動費(宿泊あり)、校外活動費(宿泊無し)は支給実績なし。 「校外活動費(宿泊を伴うもの)」はR2年度実績なし。	
鳥取県	北栄町	○							○	22,730		○							○	60,000											○	○	15,916													「学校給食費」の支給額は231円/1食として、毎月の給食費から減額して請求している。	
鳥取県	日吉津村																																														
鳥取県	大山町	○							○	22,730		○							○	60,000		○									○	○	8,981													校外活動費(宿泊を伴わないもの・伴うもの):R2支給実績なし 給食費:現物支給だった場合の支給相当額 単価160円×実食数(約190食) 給食費 その他:臨時休業時の給食費相当額を支給 単価328円×4日＝1,312円	
鳥取県	南部町	○							○	22,730		○							○	60,000		○									○	○	3,378													・オンライン学習通信費は、タブレット端末を持ち帰って使用する場合のみ支給することとしている。 ・校外活動費(宿泊を伴うもの)については、実績がありませんでした。	
鳥取県	伯耆町	○				○	22,730	22,730				○						○	60,000		○	○	0							○	○	0													通学費はスクールバスがあるため個別支給はしていない。 修学旅行費と校外活動費(宿泊有)はコロナ感染症対策のため取りやめ。		
鳥取県	日南町	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	0							○	○	22,531													「通学費」「校外活動費」「医療費」…令和2年度実績なし	
鳥取県	日野町	○							○	22,730		○							○	60,000		○									○	○	0													修学旅行費、校外活動費、医療費は支給実績なし	
鳥取県	江府町	○							○	25,000		○							○	20,000		○	○	39,748							○	○	0														修学旅行費および医療費支給については実績なし
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合	○							○	25,000		○							○	60,000		○									○					○	53,000	8,237								学用品費 該当学年:23年生 R2年度全体学年に対する対象学年(23年生)割合:78.9% 学校給食費 1食あたり231円(保護者負担額の7割補助)×食数 R2支給平均額:40,535円	

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
20	20	1
鳥取県	鳥取市	
鳥取県	米子市	
鳥取県	倉吉市	
鳥取県	境港市	
鳥取県	岩美町	
鳥取県	若桜町	
鳥取県	智頭町	
鳥取県	八頭町	
鳥取県	三朝町	
鳥取県	湯梨浜町	
鳥取県	琴浦町	
鳥取県	北栄町	
鳥取県	日吉津村	
鳥取県	大山町	
鳥取県	南部町	
鳥取県	伯耆町	
鳥取県	日南町	
鳥取県	日野町	
鳥取県	江府町	4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について、「チ」を選択しているが、認定基準に生活保護基準を採用していないため、5(2)については未回答としている。
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合	